



埼玉県報

第 598 号
令和 7 年(2025 年)
3 月 11 日
火曜日

目 次

規則

- 職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則(任用審査課)

告示

- 救急病院等の申出(医療整備課)
- 鴻巣行田土地改良区の役員退任届(さいたま農林振興センター)
- 家畜伝染病予防法第 5 条に基づく検査の実施(畜産安全課)
- 家畜伝染病予防法第 6 条第 1 項の規定による告示(畜産安全課)
- 備前渠用水路土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- 幸手都市計画事業の認可及び事業計画の変更の周知(道路街路課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 嵐山町平沢土地地区画整理組合の解散認可(市街地整備課)
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の変更(選挙管理委員会)
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定取消し(選挙管理委員会)

規 則

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十一日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則一一―一二

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則（令和五年三月二十四日埼玉県人事委員会規則一一―一二）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第四百十八号

次の表の上欄に掲げる病院及び診療所を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として令和七年三月十一日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

令和七年三月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

病院及び診療所		有効期限
名称	所在地	
医療法人千葉外科内科病院	埼玉県川口市原町四番四十一号	令和十年三月十日
医療法人厚和会河合病院	埼玉県川口市領家三丁目六番七号	同右
医療法人社団厚生会埼玉厚生病院	埼玉県川口市南鳩ヶ谷六丁目五番五号	同右
かわぐち心臓呼吸器病院	埼玉県川口市前川一丁目一番五十一号	同右
医療法人社団武蔵野会T M G 宗岡中央病院	埼玉県志木市上宗岡五丁目十四番地五十号	同右
医療法人実幸会栗原医院	埼玉県富士見市羽沢一丁目三十三番地二十八号	同右
春日部市立医療センター	埼玉県春日部市中央六丁目七番地一	同右
医療法人社団協友会八潮中央総合病院	埼玉県八潮市南川崎八百四十五番地	同右
医療法人道心会埼玉東部循環器病院	埼玉県越谷市大沢三千百八十七番地一	同右
夢眠ホスピタルさいたま	埼玉県さいたま市大宮区堀の内町二丁目五百六十四番地	同右
医療法人徳洲会さいたま記念病院	埼玉県さいたま市見沼区東宮下字西百九十六番地	同右

医療法人社団博翔会桃泉園北 本病院	埼玉県北本市深井三丁目七十五 番地	令和十年三 月十日
医療法人慈桜会瀬戸病院	埼玉県所沢市金山町八番六号	同右
医療法人社団和風会所沢中央 病院	埼玉県所沢市くすのき台三丁目 十八番地の一	同右
医療法人社団白翔会所沢白翔 会病院	埼玉県所沢市大字山口五千九十 五番地	同右
医療法人社団清心会至聖病院	埼玉県狭山市下奥富千二百二十 一番地	同右
医療法人社団輔正会岡村記念 クリニック	埼玉県日高市大字栗坪二百三十 番地一	同右
社会福祉法人恩賜財団済生会 支部埼玉県済生会加須病院	埼玉県加須市上高柳千六百八十 番地	同右
医療法人社団愛友会蓮田一心 会病院	埼玉県蓮田市本町三番十七号	同右
社会医療法人熊谷総合病院	埼玉県熊谷市中西四丁目五番一 号	同右
本庄総合病院	埼玉県本庄市北堀千七百八十番 地	同右
医療法人徳洲会皆野病院	埼玉県秩父郡皆野町大字皆野二 千三十一番地一	同右

告 示

埼玉県告示第四百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、
鴻巣行田土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届
出があった。

令和七年三月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

職 名	氏 名	住 所
理 事	松 本 清	埼玉県行田市大字野八百五十三番地

告 示

埼玉県告示第百五十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、同項に規定する監視伝染病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

令和七年三月十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 実施の目的

牛のブルセラ症、結核、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、アカバネ病、牛ウイルス性下痢及び牛伝染性リンパ腫、馬の馬伝染性貧血及び馬パラチフス、めん羊、山羊及び鹿の伝達性海綿状脳症、豚及びいのししの豚熱、アフリカ豚熱、オースキー病及び豚繁殖・呼吸障害症候群、家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ並びに蜜蜂の腐蛆^そ病の発生の予防及び予察

二 実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

イ ブルセラ症、結核、アカバネ病、牛ウイルス性下痢及び牛伝染性リンパ腫
県内で飼育している牛でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

ロ ヨーネ病

県内で飼育している牛のうち、家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号。ハ(2)及び五のハにおいて「省令」という。）第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

ハ 伝達性海綿状脳症

(1) 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛の死体でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(2) 省令第九条第二項第六号に掲げるめん羊及び山羊の死体でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(3) 鹿の死体でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの
ニ 馬伝染性貧血及び馬パラチフス

県内で飼育している馬でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

ホ 豚熱及びアフリカ豚熱

- (1) 県内で飼育している豚及びいのししでその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの
- (2) 県内で捕獲し、又は死亡した野生のいのしし

ヘ オーエスキー病及び豚繁殖・呼吸障害症候群

県内で飼育している豚及びいのししでその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

ト 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ

県内で飼育している家きんでその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

チ 腐蛆^そ病

県内で飼育している蜜蜂でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

四 実施の期日

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において実施の対象となる家畜若しくはその死体の所在地又は野生のいのししの捕獲若しくは死亡場所を管轄する家畜保健衛生所の長の定める日

五 検査の方法

イ ブルセラ症

- (1) エライザ法による検査
- (2) その他の検査

ロ 結核

- (1) ツベルクリン検査
- (2) その他の検査

ハ ヨーネ病及び伝達性海綿状脳症

省令別表第一に定める方法

ニ アカバネ病及び牛ウイルス性下痢

- (1) 中和試験検査
- (2) その他の検査

ホ 牛伝染性リンパ腫

- (1) エライザ法による検査
- (2) その他の検査

ヘ 馬伝染性貧血

- (1) エライザ法による検査

- (2) 寒天ゲル内沈降反応検査
- (3) その他の検査

ト 馬パラチフス

- (1) 凝集反応検査
- (2) その他の検査

チ 豚熱

- (1) 臨床検査
- (2) エライザ法による検査
- (3) その他の検査

リ アフリカ豚熱

- (1) 臨床検査
- (2) その他の検査

ヌ オーエスキー病

- (1) エライザ法による検査
- (2) ラテックス凝集反応検査
- (3) その他の検査

ル 豚繁殖・呼吸障害症候群

- (1) エライザ法による検査
- (2) その他の検査

ヲ 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ

- (1) ウイルス分離検査
- (2) 血清抗体検査
- (3) その他の検査

ワ 腐蛆病^そ

- (1) 臨床検査
- (2) その他の検査

六 その他

実施に関する細目については、実施の対象となる家畜若しくはその死体の所在地又は野生のいのししの捕獲若しくは死亡場所を管轄する家畜保健衛生所の長の指示による。

告 示

埼玉県告示第百五十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、豚及びいのししの所有者に対し、次のとおり実施する監視伝染病の注射を受けることを命ずる。

令和七年三月十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 実施の目的

豚熱の発生の予防

二 実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

県内で飼育している豚及びいのししでその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

四 実施の期日

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の定める日

五 注射の方法

皮下又は筋肉内注射

六 その他

実施の細部については、当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の指示による。

告 示

埼玉県告示第百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和七年三月七日認可した。

令和七年三月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

備前渠用水路土地改良区

二 事務所の所在地

埼玉県熊谷市

告 示

埼玉県告示第百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（平成三十年関東地方整備局告示第二百七十八号）及び同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示（令和七年関東地方整備局告示第五十九号）があったので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和七年三月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

埼玉県

二 事務所の所在地

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸四百三十二番地

三 都市計画事業の種類及び名称

幸手都市計画道路事業三・四・五十四東武動物公園駅東口通り線

幸手都市計画道路事業三・四・七十一下高野杉戸線

幸手都市計画道路事業三・四・七十二清地本町線

四 事業施行期間

平成三十年十二月二十八日から令和十二年三月三十一日まで

五 事業地の所在

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第百五十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和七年三月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 許可番号

第二〇二三―一四―二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県上尾市大字平塚字下三百二十二番一外二十四筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千六百九十二・二五立方メートル

告 示

埼玉県告示第百五十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定により
嵐山町平沢土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第五項の規定により公告
する。

令和七年三月十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告 示

埼玉県選管告示第三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定に基づく個人演説会等施設について、上里町選挙管理委員会から次のとおり施設の名称に変更があった旨の報告があった。

令和七年三月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
(旧) 上里町勤労者総合文化センター	埼玉県児玉郡上里町大字七本木七十一番地一	上里町長	五百人
(新) 上里町総合文化センター			

告 示

埼玉県選管告示第四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、熊谷市選挙管理委員会及び上里町選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があつた。

令和七年三月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
熊谷市立勤労会館 大ホール	埼玉県熊谷市石原千四百十番地一	熊谷市長	三百五十人
上里町立老人福祉センター かみさと壮	埼玉県児玉郡上里町大字七本木二百八十六番地	上里町長	百二十人
上里町保健センター	埼玉県児玉郡上里町大字七本木三百七番地	上里町長	百人
上里町コミュニティセンター	埼玉県児玉郡上里町大字七本木五千五百九十一番地	上里町長	百人